

精神障がい者の交通運賃割引制度の適用に関する意見書

障害者基本法は、精神障害者についても身体障害者及び知的障害者と同様に「障害者」と定義している。

「障害者」の自立及び社会参加を促進するためには、公共交通機関等による移動が必要不可欠である。現在、身体・知的障がい者については鉄道、バスの運賃や高速道路の料金などの割引制度の実施により経済的負担の軽減がなされているが、精神障がい者は除外されている。

よって国におかれては、交通運賃割引制度が精神障がい者についても身体・知的障がい者と同等に適用されるよう、交通事業者に対し必要な措置を講ずることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

太田市議会議長 久保田 俊

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

宛て